臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

本年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々等への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

臨時福祉給付金の概要

支給対象者

平成26年度分の市民税(均等割)が課税されない方 (ただし、ご自身を扶養している方が課税される場 合、生活保護制度の被保護者となっている場合など は対象外です)。

支給額

▷対象者1人につき1万円

- ▷対象者のうち下記に該当する方は5千円を加算
- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の 受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

申請先

基準日(平成26年1月1日)において住民登録がされている市町村

申請書

市では6月上旬に対象者へ申請書を簡易書留で郵送 します(基準日に当市以外に住民登録していた方は、 その市町村にご確認ください)。

- *子育て世帯臨時特例給付金と重複して受給できません。
- 問 家庭福祉課 内線2431

子育て世帯臨時特例給付金の概要

支給対象者

基準日(平成26年1月1日)において、平成26年1月分の児童手当(特例給付(※1)を含む)の受給者、または平成26年1月1日生まれの児童にかかる同年2月の児童手当(特例給付を含む)の受給者(※2)であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方。

- (※ 1) 特例給付 児童を養育している方の所得が 所得制限限度額以上の場合に支給される児 童手当。児童1人あたり月額一律5千円
- (※ 2) 受給者 児童手当・特定給付の振込名義人

支給対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童、または平成26年1月1日に生まれた児童で、同年2月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童(ただし、臨時福祉

給付金の対象者および生活保護制度の被保護者等は 除く)

支給額

支給対象児童1人につき1万円

申請先

基準日(平成26年1月1日)において住民登録がされている市町村

申請書

市では6月上旬に対象者へ申請書を簡易書留で郵送 します(基準日に当市以外に住民登録していた方は、 その市町村にご確認ください)。

- * 臨時福祉給付金と重複して受給できません。
- *公務員の方には所属庁から申請書および児童手当 (特例給付)受給状況証明書が交付されますので、 申請手続きが始まるまで保管してください。
- 問 市民課 内線2317

申請手続き(両給付金共通)

申請場所 市役所 3 階給付金窓口、金木総合支所 3 階大会議室、市浦総合支所小会議室

申請期間 (郵送による申請) 6月9日(月)~11月30日(日)(当日消印有効)

(窓口での申請) 6月9日(月)~11月28日(金)

*6月9日以降は、お問い合わせ先が下記のとおり変更となります。

臨時福祉給付金・子育で世帯臨時特例給付金窓口 Tel35-2225 FAX35-2280

配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により、平成26年1月1日時点で住民登録を移すことができていない方は、申し出により必要な支援が受けられます。要件がありますので、詳細はお問い合わせください。



給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。